

厚生食監発 1227 第 1 号  
令和 6 年 12 月 27 日

各 検 疫 所 長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「月齢制限の廃止に伴うフランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 7 日付け薬生食監発 0807 第 1 号（最終改正：令和 6 年 2 月 29 日付け厚生食監発 0229 第 1 号））により取り扱っているところです。

今般、検疫所において、SOCOPA VIANDES（登録番号：FR 50.147.002 CE）から輸出された貨物（牛肉等）を検査したところ、対日輸出条件である「日本向け輸出施設の指定」が行われていないと畜場由来の牛肉等を処理したものが混載されていることが確認されました。

現在、フランス側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を保留の上、当課まで連絡するようお願いいたします。